

補助金等調書

(2-1)

番号	10	担当課名	経済政策課	補助開始年度	昭和35年	
補助金等の名称	商工業振興事業補助金					
交付要綱等の名称	印西市商工業振興事業補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無) 有 (平成31年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	市内における商工業の総合的な改善発達を図るため、商工会法に基づき設置された商工会					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)			設立年月日	構成人数	
	印西市商工会			昭和35年11月1日	944	
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有) 無 () 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 市の実施計画の中の施策「商工業活性化の推進」を図る上で、商工会は市内中小企業に対する各種経営支援及び空き店舗対策などの地域振興事業のほか、起業家の発掘・育成にも取り組むなど、市内商工業の総合的な発展に貢献している。					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	12,000,000	12,200,000	14,990,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	12,000,000	12,200,000	14,990,000
		会費	10,813,400	10,806,400	11,000,000	
		事業収入	3,097,808	2,775,804	3,340,000	
		その他	48,343,340	47,287,752	58,340,950	
		合計	74,254,548	73,069,956	87,670,950	
	歳出	人件費	37,151,904	38,425,139	39,650,000	
		事務費	5,905,023	6,191,202	9,170,000	
		事業費	27,054,778	27,462,665	31,660,000	
		その他	2,617,000	0	7,190,950	
		合計	72,728,705	72,079,006	87,670,950	
	翌年度繰越金		1,525,843	990,950		
	補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ ④ 市単独上乗せ 中小企業の経営又は技術の改善発達を支援する事業については、県補助金の交付対象経費に限り、県補助金を控除した額の2分の1以内を補助する。地域の総合振興事業については、対象経費の3分の2以内の額を補助する。			

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可) ① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。) 商工業の総合的な改善発達を図るため、商工会法に基づき設置された商工会に対し補助する。 また、印西市総合計画において、商工業活性化の推進を掲げており、新規事業者並びに既存の事業者への指導及び支援や地場産品の普及及び開発等を行い、地域経済の活性化に努めなければならない。商工会においては、商工業者に対する経営指導やセミナー等の開催や街路灯補修などの環境整備を行っており、印西市の商工業発展には不可欠であるため。 ② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。) 補助金交付要綱に基づき、対象事業に応じて次のとおり補助する。 経営改善普及事業等に要する費用 対象経費に対し千葉県が交付した額を控除した額の1/2以内の額 地域総合振興事業 対象経費の2/3以内の額 ③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。) 予算額12,400,000円に対し12,200,000円を支出。 経営改善普及事業等 ・対象経費(61,552,142円 - 県補助39,245,697円) × 1/2以内 = 補助金額11,040,000円 地域総合振興事業 ・対象経費4,171,700円 × 2/3以内 = 補助金額1,160,000円 ④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。 経営支援事業 ・経営指導実績 巡回指導 1,264件 窓口指導 454件 ・講習会等開催指導実績 13回 99名参加 ・労働保険事務代行件数 273事業所 ・金融斡旋指導件数 普通貸付 15件 79,300千円 経営改善貸付 56件 434,400千円 地域振興事業 ・総合振興事業 街路灯修繕 10事業所 ・創業支援事業 空き店舗活用 4事業者のべ13ヶ月 創業塾フォローアップセミナー 22名参加 ⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。) 平成32年3月31日に執行するが、商工会は商工会法に基づき設置され、県補助金と協調し補助するものであり、助成内容の見直しを行い継続を考えている。 ⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。 平成22年に地域総合振興事業に対する補助率を4/5から2/3に変更 ⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。) 産業や観光の発展に寄与するもの 商工会は、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として商工会法に基づき設置された法人であることから、当該団体に交付する補助金の公共性、公益性は極めて高い。
	担当課の判定 ☒ 拡大して継続 ☐ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
	判定の理由 現在行っている小規模事業者及び新規事業者への支援等や地域活性化事業は、市内の事業者を支える上で不可欠な存在であり、そのため、継続して支援等を行っていく必要がある。 また、空き店舗活用事業について、近年、後継者不足により、空き店舗が増加おり、地域経済活性化のためにこれらの活用を図るため、該当事業の規模拡大を行う必要がある。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	商工業振興事業補助金
-------	------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市		
佐倉市	対象額の 1 / 2 以内	3250万円以内
四街道市	運営に直接要する経費の 8 / 1 0 以内	850万円以内
八街市	対象額の 1 / 2 以内	予算の範囲内
富里市	1 経営改善普及事業 県補助額を超える額の100分の80以内 2 地域総合振興事業及び特別対策事業 対象経費の100分の50以内	合計で600万円を限度とする
白井市	1 経営改善普及事業 ・ 県補助額を超える額の 1 / 2 以内 2 地域総合事業 ・ 対象経費の 1 / 3 以内	地域総合事業においては715万円以内
印西市	1 経営改善普及事業 ・ 県補助額を控除した額の 1 / 2 以内 2 地域総合振興事業 ・ 対象経費の 2 / 3 以内	

第4号様式
(第13条)



平成30年3月31日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉正直様

住所 千葉県印西市大森3934番地
申請者 氏名 印西市商工会 会長
連絡先 0476-42-2750

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	29年 4月 1日	指令番号	印西経指令第6号
補助事業 年 度	29年度	補助金等の名称	印西市商工業振興事業補助金
補助事業等の名称		経営支援事業並びに地域振興事業	
補助事業等	名 称	印西市商工会	
	施行場所	印西市大森3934番地の4	
着手年月日	平成29年4月1日	完了年月日	平成30年3月31日
交 付 決 定 額		12,400,000円	
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容		地域経済の担い手である中小商工業者の経営の改善を図るための相談・指導や講習会を中心とした経営支援事業及び「いんざい創業塾」の開催、並びに、地域振興のための、街路灯補修事業、創業者等支援事業（空き店舗対策含む）や、骨董市支援事業、中心市街地活性化事業などを実施しました。	
添 付 書 類		1 収支決算書 2 支出内訳書 3 その他（実績報告明細書） 注 申請者が団体等の場合は、補助金の充当状況がわかる収支予算書及び前年度決算書を添付すること。	

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

平成29年度収支決算書
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

収入の部

(単位: 円)

大分類	科目	当初予算額	補正予算額	決算額	増減額	備考
1. 補助金等収入	① 国・県・市町村補助金	38,500,000	39,245,697	39,245,697	0	県補助金(経営支援事業費補助金)、全国連補助金
	② 市補助金	12,400,000	12,200,000	12,200,000	0	経営支援事業及び地域総合振興事業補助金
	小計	50,900,000	51,445,697	51,445,697	0	
2. 会費手数料	① 会費	11,000,000	11,000,000	10,806,400	△ 193,600	商工会費
	② 手数料	1,600,000	1,600,000	1,628,500	28,500	記帳代行・決算指導手数料
	③ 特別賦課金	0	39,000	39,000	0	創業塾受講費用(③39,000×13名)
	④ 企業共済受託料	300,000	350,000	363,006	13,006	小規模企業共済等受託料
	⑤ 貯蓄共済受託料	400,000	550,000	581,336	31,336	福祉共済・商工貯蓄共済手数料
	⑥ 共済等受託料	400,000	250,000	370,902	△ 120,902	自動車共済・火災共済・新共済手数料
	⑦ 使用料	50,000	100,000	70,520	△ 29,480	会館・コピー等使用料
	⑧ 特別会計繰入金	5,500,000	5,500,000	5,500,000	0	特別会計労働保険事務組合より繰入
	⑨ 引当金繰入収入	1,000,000	0	0	0	運営安定預金より繰入
	⑩ 雑収入	800,000	680,000	674,790	△ 105,210	加入金、ワライン全国運動助成金等
	小計	21,050,000	20,069,000	19,934,454	△ 134,546	
3. 受託料収入	① 連合会等事業受託推進費	190,000	163,962	163,962	0	連合会等事業受託料(消費税軽減税率対応)
	② 中小企業景況調査請負受託料	0	0	0	0	中小企業景況調査請負受託料
	小計	190,000	163,962	163,962	0	
4. 前期繰入収支差額	① 前期繰越収支差額	1,525,843	1,525,843	1,525,843	0	前期繰越収支差額繰入
	小計	1,525,843	1,525,843	1,525,843	0	
	合 計	73,665,843	73,204,502	73,069,956	△ 134,546	

支出の部

大分類	科目	当初予算額	補正予算額	決算額	増減額	備考
1. 経営支援事業指導職員設置費	① 給料	22,800,000	22,800,000	22,788,600	△ 11,400	県補助対象職員6名分
	② 扶養手当	0	80,000	72,000	△ 8,000	県補助対象職員1名分
	③ 通勤手当	934,000	900,000	882,760	△ 17,240	" 6名分
	④ 住居手当	620,000	630,000	628,000	△ 2,000	" 2名分
	⑤ 期末手当	8,500,000	8,700,000	8,656,356	△ 43,644	" 6名分
	⑥ 超過勤務手当	300,000	300,000	288,911	△ 11,089	" 6名分
	⑦ 福利厚生費	5,130,000	5,200,000	5,108,512	△ 91,488	" 法定福利厚生費(社会保険・厚生年金等)
	小計	38,284,000	38,610,000	38,425,139	△ 184,861	
2. 経営支援事業指導事業費	① 指導旅費	100,000	80,000	59,356	△ 20,644	県補助対象職員研修・指導関係旅費
	② 指導事務費	1,700,000	1,700,000	1,660,742	△ 39,258	" 経営改善普及事業関係事務通信費
	③ 福利環境整備費	2,750,000	2,630,000	2,627,896	△ 2,104	" 退職金積立掛金
	④ 講習会開催費	500,000	520,000	517,010	△ 2,990	" 講習会開催講師謝金
	⑤ 金融指導事務費	200,000	200,000	192,043	△ 7,957	" 融資関係事務費等
	⑥ 記帳継続指導費	6,900,000	7,100,000	7,032,837	△ 67,163	" 記帳指導員・職員謝金(3名分)
	⑦ 施策普及費	130,000	110,000	105,068	△ 4,932	" 施策普及用パンフレット等作成費
	⑧ オンライン推進費	160,000	250,000	174,078	△ 75,922	" 記帳機械化回線使用料
	⑨ 商工会等指導環境推進費	8,900,000	8,950,000	8,892,057	△ 57,943	" 事務局施設費(毎年7,400千円・福利厚生費等1500千円)
	⑩ 研修事業費	50,000	30,000	29,198	△ 802	中小企業大学校職員研修1名派遣
	⑪ 伴走型支援事業費	900,000	1,950,000	1,836,718	△ 113,282	創業塾開催費用・小規模事業者支援提案型事業
	小計	22,290,000	23,520,000	23,127,003	△ 392,997	
3. 地域総合振興事業費	① 総合振興費	500,000	500,000	482,624	△ 17,376	街路灯整備事業費・会員旅行
	② 商業サービス業振興費	200,000	2,000	1,680	△ 320	商業サービス業部会事業助成
	③ 建設業工業振興費	400,000	430,000	419,734	△ 10,266	建設・工業部会各種事業助成費
	④ 青年部対策費	600,000	600,000	600,000	0	後継者育成講習会・地域振興活動費
	⑤ 女性部対策費	500,000	500,000	500,000	0	各種講習会・地域振興活動費
	⑥ 情報部対策費	450,000	460,000	451,008	△ 8,992	会報発行・ネット掲載推進事業・HP管理料
	⑦ 創業者等支援事業費	1,700,000	770,000	722,659	△ 47,341	空き店舗対策事業(4軒13ヶ月)・創業塾フォローアップセミナー
	⑧ 中心市街地活性化関連事業費	1,200,000	1,000,000	993,995	△ 6,005	居気創成(木下南口、小林を明るくする会)、骨董市支援他
	小計	5,550,000	4,262,000	4,171,700	△ 90,300	
4. 受託事業費	① 連合会等事業受託推進費	190,000	163,962	163,962	0	連合会等事業受託推進費(消費税軽減税率対応)
	② 中小企業景況調査事業推進費	0	0	0	0	中小企業景況調査事業推進費
	小計	190,000	163,962	163,962	0	
5. 管理費	① 職員人件費	200,000	200,000	158,846	△ 41,154	経営支援事業費以外超過勤務手当・職務手当
	② 旅費交通費	50,000	50,000	43,720	△ 6,280	県補助指導旅費以外の一般出張旅費
	③ 事務費	1,500,000	1,600,000	1,463,926	△ 136,074	県補助指導事務費以外の一般事務消耗品、燃料費
	④ 家賃	1,300,000	1,200,000	1,095,026	△ 104,974	光熱費・保険料・会館維持管理費用等
	⑤ 会議費	600,000	700,000	691,151	△ 8,849	総代会開催関係費用・会議費用弁償等
	⑥ 渉外費	300,000	300,000	272,123	△ 27,877	慶弔及び交際費等
	⑦ 福利厚生費	500,000	500,000	447,194	△ 52,806	職員年金拠出金
	⑧ 負担金	1,500,000	1,500,000	1,440,656	△ 59,344	県連会費・印旛地区協議会関係負担金
	⑨ 支払利息	10,000	0	0	0	運営資金借入時の支払利息
	⑩ 支部活動助成金	380,000	370,000	366,000	△ 4,000	各支部活動助成金
	⑪ 会館警備費	180,000	150,000	142,560	△ 7,440	会館警備費用・消防用設備点検費用
	⑫ 雑費	100,000	78,540	70,000	△ 8,540	法人市・県民税
	小計	6,620,000	6,648,540	6,191,202	△ 457,338	
6. 資産取得引当	① 土地建物支出	0	0	0	0	
	② 車輜運搬具支出	0	0	0	0	
	③ 器具備品支出	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	
7. 繰入引当	① 商工会運営安定引当費	0	0	0	0	
	② 会館補修引当費	0	0	0	0	
8. 予備費	予備費	731,843	0	0	0	
9. 次期繰越収支差額	次期繰越収支差額	0	0	990,950	990,950	次期繰越収支差額
	合 計	73,665,843	73,204,502	73,069,956	△ 134,546	

(付記) 予算執行に際し、以下の権限を理事会に委任する

1. 本商工会に交付される国県市補助金の増減が決定された時、当該補助金の補助対象経費の指定区分に従って、収支予算を補正する権限。
2. 本商工会に委託される国県市、全国連、県連の事業が決定した時、若しくは委託された事業委託費の増減が決定された時は、当該事業委託費の指定区分に従って、収支予算を補正する権限。
3. 収支予算の大分類内小分類各相互間の流用及び予備費からの流用を決定する権限。

(別紙)

1. 平成29年度経営改善普及事業実績

平成29年度は、商工会の原点である経営改善普及事業について、巡回指導を中心に全会員必ず1回訪問を目標に職員一丸となって取り組みました。創業支援の観点から、いんざい創業塾を開催した。

平成28年度末会員数922(定款会員を除く)⇒平成29年度末会員数923事業所(加入41、脱退40)

①経営指導による指導実績

指導区分	巡回指導日数	窓口指導日数
経営	558	61
情報化	2	
金融	210	53
税務	94	72
労働	228	169
取引	1	
環境対策		
創業支援	19	85
その他(経理含む)	152	14
合計	1,264	454

⑤金融幹旋指導件数

融資制度名	幹旋件数	幹旋金額 (単位:千円)
日本政策金融公庫普通貸付	15	79,300
日本政策金融公庫経営改善貸付	56	434,400
合計	71	513,700

②記帳継続指導実績

指導員雇用日数	630
指導延日数	684
指導事業所数	98

③所得税・消費税申告指導件数

税科目	件数
申告所得税	125
申告消費税	32

④労働保険事務代行件数(単位:千円)

委託事業所数	年間納付保険料
273	43,823

⑥講習会等開催実績

講習会名	回数	備考
消費税・所得税税理士相談会	4	主催
一日金融公庫相談会	2	日本政策金融公庫松戸支店共催
安全作業対策セミナー	1	主催
いんざい創業塾	5	主催
いんざい創業塾フォローアップセミナー	1	主催
消費税軽減税率対応セミナー	1	主催
事業承継対策セミナー	1	主催
社会保険未加入対策セミナー	1	主催
社長のためのメンタルヘルスセミナー	1	主催

実績報告明細書

No. 1

事業名	経営改善普及事業職員設置費・経営改善普及事業指導事業費						
事業総額	県補助		市補助	商工会負担	市補助金	商工会負担	備考
	61,552,142						
事業目的	◇経営改善普及事業は経営指導員・経営指導補助員による商工業に関する相談及び指導事業であり、主に金融指導並びに幹旋・小規模事業者経営改善貸付に関する調査並びに指導、税務及び経理に関する相談及び指導、経営面全般に関する相談及び指導、労働保険及び社会保険に関する相談並びに指導、新たに事業を始めようとする創業支援、第二創業と言われている経営革新などその内容は多岐にわたり、この事業を推進するのが人であり、この事業を実施するにあたり、経営指導員・経営指導補助員・記帳指導職員の設置費、事務局長設置費及び相談指導に必要なる事務消耗品等の事務経費は必要不可欠なものであります。						
事業概要	◇経営改善普及事業職員設置費 (1)金融(セフィネット貸付含む)、税務、労働、創業者支援、その他小規模事業者の経営相談、指導の為に職員設置費						
	◇経営改善普及事業指導事業費 (1)金融、税務、労働、創業者支援、その他小規模事業者の経営相談・指導に係る事務消耗品等の経費 (2)青色申告者に対する記帳代行及び決算・確定申告の相談指導の為に記帳指導職員設置謝金 (3)地区内の経営改善普及事業の一層の円滑かつ効率的な推進体制(指導環境整備)を図るための事務局長設置費						
	※経営改善普及事業指導計画は、別紙						
	科	目	事業費	県補助	市補助金	商工会負担	備考
	経営改善普及事業職員設置費		38,425,139	26,180,286	6,090,000	6,154,853	経営指導員4名・補助員2名
	指導旅費		59,356	41,600	0	17,756	指導に必要な研修旅費
	指導事務費		1,660,742	138,530	760,000	762,212	指導事務に係る電話機・複写機リース料、通信費、消耗品費
福利環境整備費		2,627,896	1,000,000	800,000	827,896	退職積立掛金	
講習会開催費		517,010	253,720	130,000	133,290	講習会開催講師謝金	
金融指導費		192,043	158,400		33,643	金融幹旋に係る通信費、調査研究費	
記帳継続指導費		7,032,837	3,530,389	1,750,000	1,752,448	記帳指導職員等3名謝金	
施策普及費		105,068	50,384	20,000	34,684	施策普及に係るパンフレット等製作費用	
オンライン推進費		174,078	73,920	40,000	60,158	記帳機械化回線使用料	
指導環境推進費		8,892,057	5,991,124	1,450,000	1,450,933	局長設置費(福利厚生費含む)	
研修事業費		29,198	25,930	0	3,268	中小企業大学校職員研修(1名派遣)	
伴走型支援事業費		1,836,718	1,801,414	0	35,304	創業セミナー開催費用	
事業費内訳	合計	61,552,142	39,245,697	11,040,000	11,266,445		

No. 2

※事業所負担金については、工事業者が集金しており、決算書上の事業費支出には含まれておりません。そのため、収支決算書及び支出内訳書には、事業所負担金を除いた、482,624円で計上しております。

実績報告明細書

No.3

事業名	創業者等支援事業				
事業総額	722,659	市補助			480,000
		商工会負担			242,659
事業目的	◇市内に所在する建物で創業しようとする創業者に対して、賃借料の一部を補助することにより出店を促し、創業者を育成するとともに地域の活性化、事業開業率の向上、雇用の確保など商工業の発展に寄与するものとして行う。				
事業概要	◆市内に所在する建物で、創業される方に対して、家賃の一部を補助すると共に事業経営の支援を行った。				
	(1)創業者等支援事業				
	◇募集時期 平成29年4月から平成30年3月まで				
	◇募集方法 募集案内を地域情報紙・商工会報・会ホームページに掲載				
	◇入店店舗 牧の原1-1-3-203 (もみのき整骨院 1ヶ月)、武西1205-48 (ののこや 4ヶ月)、木下東2-12-1 (菓子舗 紬 7ヶ月)、平岡298-21A (ハッピーコーポレーション 1ヶ月)				
	◇選考方法 助成金交付申請書提出後、商工会の審査会にて審査し決定				
	◇補助内容 月額賃料の1/2 但し、月額30,000円を限度 平成29年4月1日～平成30年3月31日				
	◆いんざい創業塾フォローアップセミナーの開催				
	◇開催時期:平成30年2月17日(土) 参加者:22名				
	事業費内訳	科目	事業費	市補助金	商工会負担
空き店舗事業 (家賃助成)		376,500	250,000	126,500	30,000円×8ヶ月、28,500円×1ヶ月、27,000円×4ヶ月
創業塾フォローアップセミナー		346,159	230,000	116,159	講師謝金・旅費 253,176円 事務消耗品 80,683円 通信費 12,300円
合計		722,659	480,000	242,659	

No. 4

事業名	事業費内訳	事業費	市補助金	商工会負担	備考
中心市街地活性化関連事業		993,995	市補助 商工会負担		660,000 333,995
事業目的	◇平成16年度に印西市では「印西市中心市街地活性化基本計画」を策定しており、それを受け、平成17年度に「TMO構想策定事業」を実施している。継続性をもたせるために、平成18年度より商業等活性化のための実現化方策の検討に掲げられた取り組み可能な事業から以下のものを具体的に実施した。 1. 中心市街地活性化関連事業 ○中心市街地における商業等活性化事業を実施した。 ①中心商店街活気創成事業（クリスマス電飾）商店会と地元小学生及び町内会の共同による活気創成事業を実施 1. 木下南口商店会：例年の規模に戻し、イルミネーションの飾付けを行った。七夕の飾付けも前年同様行った。 2. 商工会小林支部「小林を明るくする会」：小林駅北口ロータリーでイルミネーション事業を行った。また、小林地区のゆるキャラを作成した。 ②市街地活性化対策実行委員会 1. 木下地区、小林地区の活性化について都市計画図を参考に検討を行った。 ③木下駅南骨董市支援 1. 木下駅南口商店会が、地元活性化の一環として毎月開催している骨董市について、商店会が負担している開催経費について支援を行い、商店会のより一層の活性化を計る。 ④観光推進事業：委員会を2回開催、竹林の整備6回、ミニ門松製作販売を行った。				
事業概要					
事業費内訳	活気創成事業 (南口商店会)	258,069	170,000	88,069	イルミネーションパレード6,680円、イルミネーション本体174,560円、電気工事・電気代55,000円、雑費21,829円
	〃 (商工会小林支部)	368,017	245,000	123,017	LEDライト・ライト補修部品146,446円、電気工事・電気代84,241円、賠償責任保険11,330円、道路使用許可2,400円、点灯式関係費用123,600円
	市街地活性化活動事業	0	0	0	
	木下駅南骨董市支援事業	367,909	245,000	122,909	警備費用279,325円、警察道路使用申請費用26,400円、デント購入32,184円、電気使用謝礼10,000円、上下水道使用謝礼20,000円
	観光推進事業(印旛)	0	0	0	
	合 計	993,995	660,000	333,995	

○印西市商工業振興事業補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第42号

改正

平成20年3月31日告示第31号

平成22年3月17日告示第53号

平成23年3月31日告示第58号

平成26年3月27日告示第33号

平成29年3月28日告示第39号

印西市商工業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における商工業の総合的な改善発達を図るため、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営改善普及事業等 小規模事業者の経営又は技術の改善発達を支援する事業をいう。

(2) 地域総合振興事業 市内の商工業の振興を図ることにより、市内の消費者に対する利便性及び消費生活環境の向上のために行われる事業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市内における商工業の総合的な改善発達を図るため、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設置された商工会とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(印西市商工業振興事業補助金交付要綱の廃止)

2 印西市商工業振興事業補助金交付要綱（平成9年告示第48号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に旧告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(失効)

4 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示

の失効前にこの告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 5 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村商工会補助金交付要綱（平成20年印旛村告示第15号）又は本埜村商工会補助金交付要綱（平成20年本埜村告示第10号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日告示第53号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第33号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第39号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条）

対象経費	補助金の額
経営改善普及事業等に要する経費。ただし、千葉県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（昭和35年千葉県告示第558号）第4条第2項に掲げるものに限る。	対象経費から補助対象事業者に対し千葉県が交付した補助金の額を控除した額の2分の1以内の額
地域総合振興事業及びその事務に要する経費	対象経費の3分の2以内の額